

第1章 計画の策定にあたって

1. 背景及び目的

本市では、平成10年3月に策定した「ひとがかわり、ごみがかわり、まちがかわる 一守谷町ごみ管理基本計画」に基づき、市民、事業者、行政の役割分担と協力関係のもとで、ごみの減量・リサイクル事業を推進してきた。しかし、ごみ処理に関する法律や社会的背景は大きく変化しており、計画の見直しが必要な状況となっている。

国の施策においては、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた循環型社会を形成するため、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が公布され、平成13年1月に施行されている。ここでは、施策の基本理念として「排出者責任」と「拡大生産者責任」という2つの考え方を定め、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めることとしている。

一方、本市では第二次守谷市総合計画（平成24年度から平成33年度）を策定し、新たな将来像「緑きらめき 人が輝く 絆つなぐまち もりや」を定め、より良いまちづくりを目指しているところである。この第二次守谷市総合計画のなかでより良い生活環境を形成するための施策として循環型社会の形成を掲げ、ごみの減量化、再資源化・リサイクルへの取り組み及び廃棄物の適正処理を挙げている。

以上を踏まえ、本計画は廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、自主性と創意工夫を活かしながら循環型社会の形成を図ることを目的とし、新たなごみ処理基本計画を策定するものである。

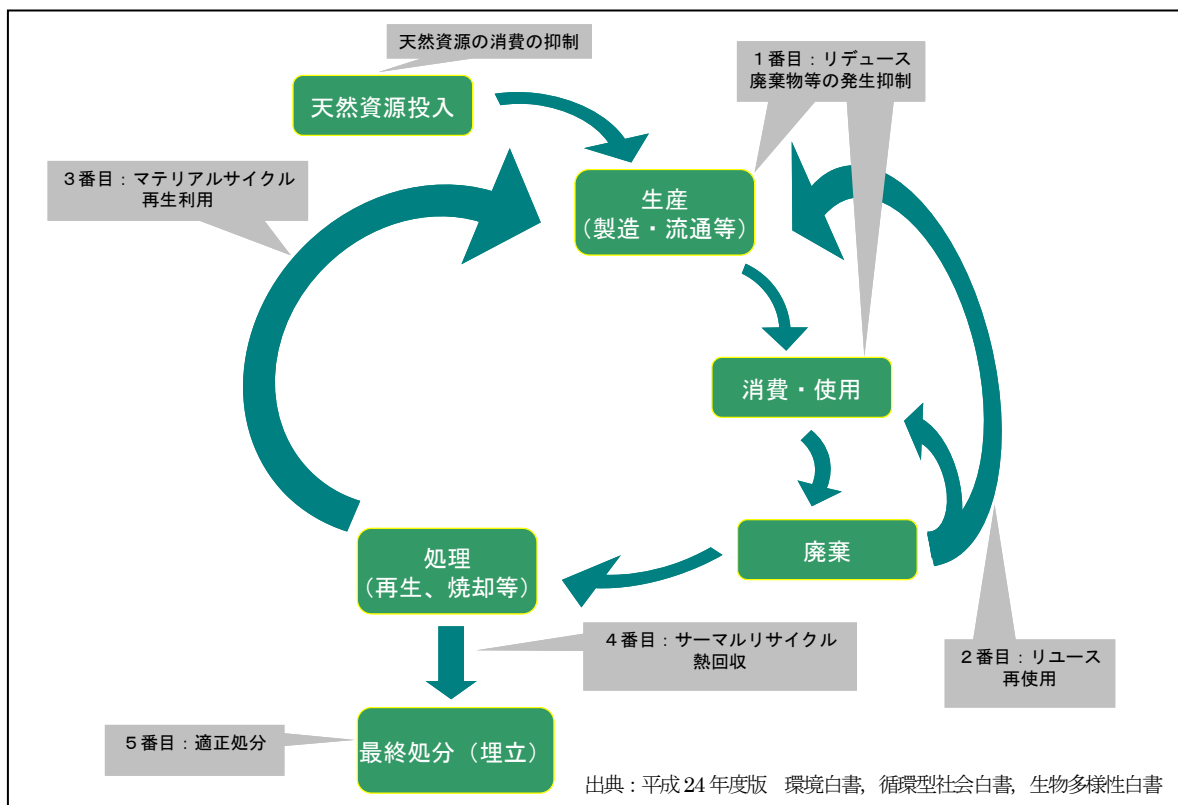


図1.1.1 循環型社会の姿


2. 計画目標年次

本計画は、平成25年度から平成34年度までの10年間の計画期間とする。また、平成29年度を中間目標年度とする。

本計画は、概ね5年ごとに、又は諸条件を大きく超える社会、経済情勢等の変化があった場合、必要に応じ見直しを行うこととする。

計画期間：平成25年度～平成34年度（10年間）

表 1.2.1 計画期間

		年度	計 画 等
		平成24年度	計画策定年度
計 画 期 間	前 期	平成25年度	
		平成26年度	
		平成27年度	
		平成28年度	
		平成29年度	
	後 期	平成30年度	
		平成31年度	
		平成32年度	
		平成33年度	
		平成34年度	

3. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条に基づき、本市の基本構想に即したものとして、ごみ処理に関し、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、市民、事業者、行政の役割分担を明確にし、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

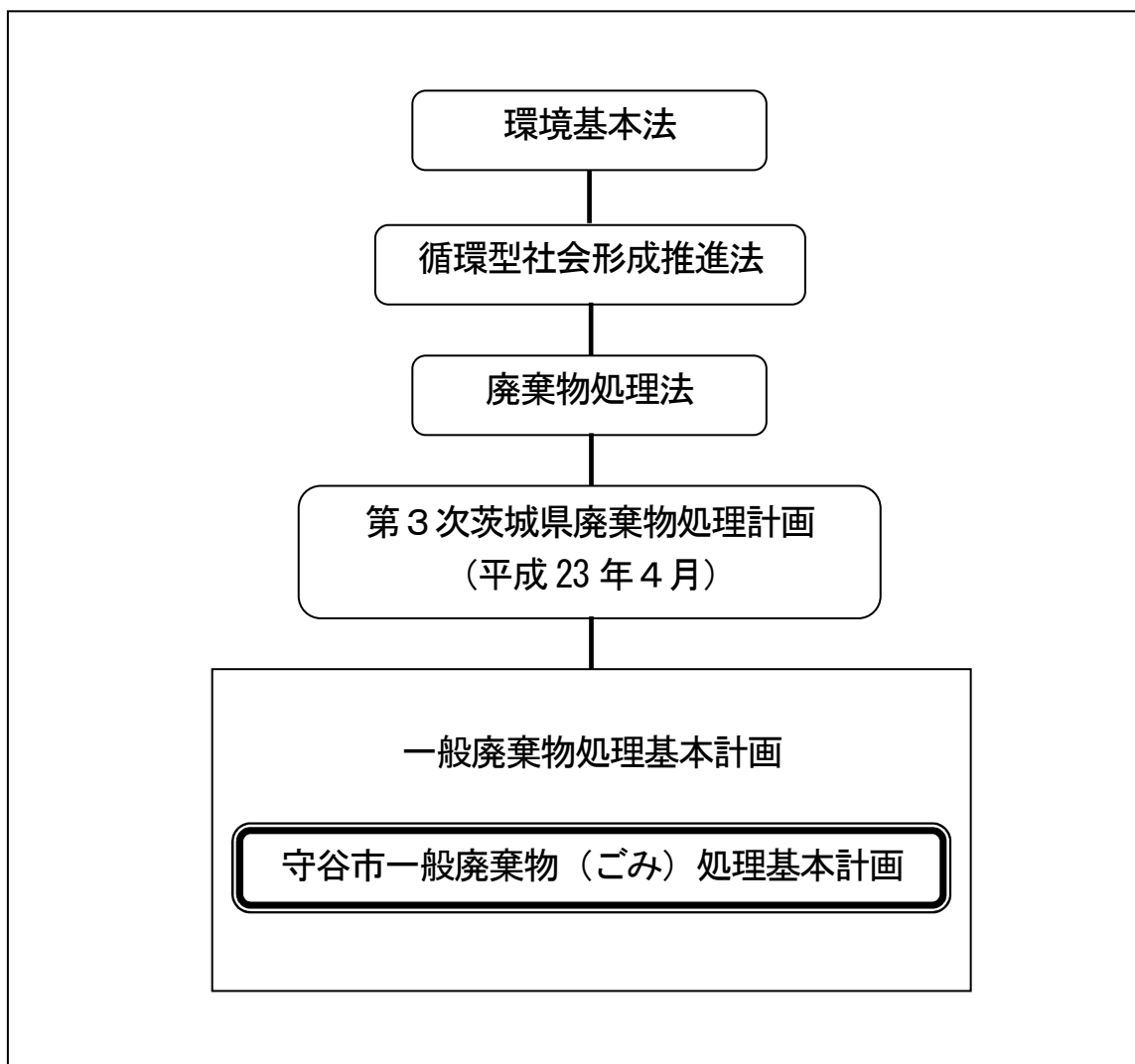


図 1.3.1 計画の位置付け